⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②１）①, ②, ④have Grade A, B or C on "Selling of products (Vehicles)" in Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016／2017／2018

２）③have Grade A, B or C on "Selling of products (Vehicles)" in Kanto-koshinetsu Area or Tokai-Hokuriku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016／2017／2018 However, it is necessary to qualify for competition participation qualification of "Vehicle" of "Competition entry qualification 2019／2020／2021 (Single qualification for every ministry and agency)" "Selling of products" before the opening date

③ have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of products concerned

④ have proven to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the products concerned

⑤ not be under suspension of nomination by Director General of Hokuriku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

⑥ not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦ obtained a bid manual from the person of ordering directly :

・Person who received tender explanation form from electronic procurement system

・Person who received from the orderer by CD—R or mail

⑺ Time-limit for submission of certificate : 17 : 00, 20 March, 2019

⑻ Time-limit for tender : 17 : 00, 17 April 2019

⑼ Contact point for the notice : Eishin Kaneko Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1—1—1 Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950—8801 Japan, TEL 025—280—8880 ex. 2536

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 2 月 26 日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　伊勢田　敏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　26

⑵ 調達件名及び数量　平成31年度事務用品購入単価契約（福岡県）一式（電子入札対象案件）

⑶ 調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷ 納入期間　契約締結の翌日から平成32年３月31日迄

⑸ 納入場所　入札説明書による。

⑹ 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

⑺ 電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 平成31・32・33年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の九州・沖縄地域として申請していること。

平成31・32・33年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＢ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を落札決定日時点において受けていること。

競争参加資格の申請の時期及び場所については「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑶ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑷ 事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。

⑸ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア）一方の会社の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑼ 入札説明書の交付を直接受けた者であること。